

平成26年7月14日

日本商工会議所
会頭 三村 明夫 様

新潟商工会議所
会頭 福田 勝之

平成27年度税制改正および中小企業政策に関する要望

日本商工会議所におかれましては、税制改正や各種中小企業関連施策の要望等でご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

昨年からのアベノミクスの展開により、景気は上向きになっているとの指標が示されていますが、これらの多くは円安の恩恵を受ける企業等によるものであり、新潟県を始めとする地方の中小企業においては、むしろ光熱費を始めとする諸物価の上昇が経営を圧迫している状況もあるものと認識いたしております。

新潟県に限らず、地方においては、中小企業が地域の雇用を支えており、地域における中小企業の活性化が地域の浮沈を左右すると言って過言ではない状況にあります。

しかしながら、先ごろ発表された「骨太の方針」において、これまで日本商工会議所と共に要望してきた法人実効税率の引き下げ方針が盛り込まれた一方で、政府税調においては、その代替財源として外形標準課税の課税対象を資本金一億円以下の中小企業にまで拡大すべきとの意見が出されているとの報道があります。

これは、多くの中小企業が故意に赤字決算にして法人税等を納税していないという事実誤認に基づく「中小企業悪者論」に起因する議論展開の一つであり、このまま外形標準課税の課税強化が強行された場合、地方の雇用を支えている中小企業の経営を圧迫して、地域経済に悪影響が及ぶことは必至でありますので、これらを始め中小企業の経営を衰退させるような影響を与える税制改正には断固反対いたします。

日本商工会議所におかれましては、全国の中小企業の経営及び雇用を守るために、中小企業の果たす重要な役割について広く国民の理解を求めるとともに、上記の誤った認識を解くような活動の展開を強めていただきますようお願いいたします。

以上を踏まえまして、地方都市に立地する新潟商工会議所の立場から以下の項目についてご要望申し上げますので、それらの実現に向けて関係機関に対し強く働きかけられますようお願い申し上げます。

税制改正に関する要望事項

I. 税制全般について

政府は、わが国の直面する最重要課題として、デフレからの脱却と経済再生の実現、その先には財政の健全化を掲げている。これに基づき、平成 25 年度及び平成 26 年度は、成長戦略に基づく政策的な税制改正が多く取り込まれた。

しかし、社会保障と税の一体改革において、消費税率の引き上げが先行して行われ、社会保障改革については明確な道筋が示されないままとなっている。財政健全化の議論を行うためには、増税の前に、先ず、身を切る徹底した行財政改革を国民に見える形で実行しなければならない。

今後、平成 27 年度の税制改正に向けては、わが国経済、とりわけ地方における中堅・中小企業が担っている役割とその重要性を十分認識して議論を進めるべきである。特に、法人税率引き下げの代替財源として外形標準課税などの課税ベースの拡大が議論されているが、地域の中堅・中小企業は雇用を支えるとともに増大する社会保険料も負担していることを鑑み、企業の持続的な活力を妨げない税制改正を推進すべきである。

また、平成 27 年 10 月からは、消費税率 10%への再引き上げが予定されている。予定通り引き上げされる場合には、複数税率（軽減税率）制度やインボイス制度は導入すべきではなく、断固として反対する。

地方においては、少子高齢化による人口減少社会が現実到来しており、経済のグローバル化の進展などもあいまって、社会全体が大きな転換期を迎えている。その中で、地域経済を支えている中堅・中小企業を取り巻く環境も大きく変化してきている。

地域を牽引する中堅・中小企業の成長を後押しするためには、法人実効税率のさらなる引き下げや、よりスムーズな事業承継に向けた非上場株式の評価方法の見直しなど大胆な税制改正が必要である。

更に、現在の税制度は、永年にわたり改正に次ぐ改正を重ねてきたことから複雑化し、専門的な知識がなければ理解できない状況にあり、中小企業における事務処理負担も増加してきている。

そこで、課税の三原則（「公平」「中立」「簡素」）に基づき、税体系を一旦整理するなどして、納税額の計算方法や税の徴収方法をできるだけ簡単にする「税制の簡素化」を推進すべきである。

Ⅱ. 経営力向上につながる税制改正について

1. 法人実効税率の引き下げ

法人税率については、平成 26 年度税制改正において復興特別法人税が 1 年前倒し廃止されたことで、平成 26 年 4 月以降の法人の実効税率は 35.64% (国+地方) となっている。しかし、地域産業の持続的な成長・発展や中堅・中小企業の国際競争力の強化、雇用の維持・安定化のためには、実効税率をアジア諸国並みの 20% 程度までに引き下げることが必要である。

2. 中小企業の軽減税率の引き下げと適用所得金額の引き上げ

資本金 1 億円以下の中小法人については、所得 800 万円以下の軽減税率が平成 27 年 4 月 1 日以降、本則の 19% に戻る (現行 : 15%) ことが予定されている。地域産業の中心となる中小企業の支援に向けさらなる軽減税率の引き下げを検討するとともに、適用所得 (現行 : 800 万円) の大幅な引き上げを実施すること。

3. 税法上の中小企業基準 (資本金 1 億円以下) の引き上げ

法人税法上の中小企業の範囲は資本金 1 億円以下と定められており、軽減税率をはじめ、租税特別措置や交際費課税など政策減税による支援措置が取られている。

しかし、資本金 1 億円超の中堅・中小企業は地域の核を担っており、地域経済に及ぼす影響が大きいにもかかわらず、税制上の支援措置が乏しい。

地域中堅・中小企業の活力・競争力・事業基盤強化に向けて、税法上の中小企業資本金 1 億円基準を見直し、資本金 3 億円程度までの範囲拡大を図るとともに、成長戦略を後押しする政策減税の拡大を検討すること。

4. 資本金 1 億円以下・中小企業への外形標準課税導入の反対

現在、法人実効税率の引き下げに充てる代替財源として、法人事業税の外形標準課税を資本金 1 億円以下の事業所も対象とすることが検討されているが、導入されれば、基盤が脆弱な中小企業に固定的で多大な負担を強いることとなる。特に、労働分配率が 8 割に達する中小企業は、税負担軽減のために従業員給与引き上げを見合わせるなど、企業成長の阻害要因となりかねないことから、適用拡大に対して反対する。

5. 個人事業主の欠損金の繰越控除期間の延長

法人税における欠損金の繰越控除期間は 9 年 (改正前 7 年) に延長されたものの、個人事業者の青色申告欠損金の繰越控除期間は 3 年間に据え置かれている。小規模事業者の安定的な事業継続が図られるよう、繰越控除期間を 5 年程度に延長すべきである。

6. 役員給与の原則損金不算入制度の撤廃

役員給与は、平成 18 年度から原則損金不算入とされた。その後、22 年度に「特殊支配同族会社の役員給与損金算入制限措置」は撤廃されたものの、現行では、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の 3 類型の役員給与のみ損金算入が認められている。

中小企業では、所有と経営が一体化しており、多くの経営者・役員は、債務保証等もする一方で、一般の従業員同様の職務に従事している。このことから、給与は紛れもなく職務執行の対価として受け取るものであり、原則損金算入とすること。

7. 「退職給付引当金」及び「賞与引当金」繰入額の損金算入の復活

退職給付引当金及び賞与引当金は、企業会計上は「経費」、「債務」とともに計上することが要求されている。一方、法人税法上は実際に事由が発生した時点まで損金算入が認められない。合理的な計算に基づいた引当金繰入額は、引当金計上時に損金算入を認めるべきである。

8. 二重課税の解消

平成元年の消費税導入により、自動車・石油等の関連諸税や印紙税などとの二重課税の問題が発生し、国民への税負担が重くのしかかっている。これらを是正し、税制全般に対する信頼性を高め、国民に公平・公正で安心感を与えるべきである。

Ⅲ. 消費税率の再引き上げについて

平成 27 年 10 月からの消費税率 10%引き上げについては、社会保障財源確保のためにはやむを得ないが、増税後の景気にどれだけ影響を与えるのかを十分に調査・分析した上で判断すべきである。また、税率を引き上げた場合、再度、価格転嫁対策を十分に行うとともに、社会的混乱や中小・小規模企業の事務負担を増加させることがないようにすべきである。

1. 消費税率の再引き上げの判断には慎重を期すこと

高齢化の加速に伴う社会保障費の増大に対応するため、消費税率の引き上げを判断する場合には、徹底した行財政改革を広く国民に明示するとともに、物価、雇用・賃金などの動向を注視しつつ慎重に検討すること。

2. 複数税率（軽減税率）の導入に断固反対

複数税率の導入は、税収の減収を招き、社会保障と税の一体改革を後退させ、国民や将来世代に新たな負担を強いることになる。

また、対象品目の線引きが難しく、社会的に大きな混乱を招くとともに、高所

得者が恩恵を受けることになり不公平が生じる。国際的に評価が高いと言われている現行制度を変更し、諸々の問題を引き起こすことが予想される複数税率をあえて導入する必要はない。

3. インボイス制度の導入反対

複数税率を導入した場合、仕入税額控除を正確に行うためにインボイス制度の導入が必要とされている。インボイス制度の導入は、中小・小規模企業に煩雑な事務負担を強いることとなり、多大な事務コストの増大を招く。

「逆進性」対策には、例えば、給付付き税額控除制度の導入などできめ細かく対応し、仕入税額の計算等に全く支障のない単一税率による従来制度を維持すべきである。

4. 消費税の仕入税額控除における「95%ルール」の見直し

消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」が強化され、課税売上高が5億円以下の事業者のみが全額控除できることになった。

課税売上高5億円超の中小企業では、課税仕入の区分処理などで事務負担の増大を招いていることから、課税売上高の上限を引き上げること。

5. 消費税における簡易課税制度の維持

消費税における簡易課税制度は、小規模・零細企業の納税事務負担の軽減を目的に設けられたものであり、所得税において白色申告制度が認められている以上、制度は堅持すること。

IV. 事業承継に向けた税制改正について

事業承継税制については、平成25年度の税制改正において適用要件の緩和や手続きの簡素化など抜本的な見直しが図られ、平成27年1月1日から適用されることとなっている。

中小企業が円滑に事業承継を行うことは、地域経済の活性化にとっても重要な課題である。中小企業の存続のため、事業承継税制の本来の目的を達成するためにも、適用要件等の更なる見直しを図られたい。

1. 相続事業承継における納税猶予割合の100%への引き上げ

後継者が相続により取得した一定の非上場株式に係る相続税の納税猶予は、課税価格の80%（贈与は100%）となっている。

突然の相続により事業を承継した場合、経営を維持していくためには資金繰りを含め大きな負担となることから、贈与時と同様に納税猶予割合を100%まで引き上げること。

2. 事業承継における株式総数上限（3分の2）の撤廃

後継者が相続・贈与により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合には、発行済完全議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分について、贈与税・相続税の納税が猶予される。事業承継後の中小企業の経営を資金面で安定したものとするためにも、この上限を撤廃すること。

3. 事業承継における5年経過後の事務処理負担の軽減

現制度では、5年間の事業継続要件を満たし、5年経過後も対象株式を継続保有していれば、納税猶予が継続される。しかし、その後も「継続届出書」を3年に1回提出しなくてはならず、事務処理に負担が生じる。法人税申告書に事業承継事業所であることを記載することで「継続届出書」の提出を無くすなど事務の簡略化を望む。

4. 「土地保有特定会社」および「株式保有特定会社」の株式の評価方法の見直し

一定の規模以上の資産（株式又は土地）を保有している「土地保有特定会社」および「株式保有特定会社」の株式の評価方法は、純資産価額方式のみが認められており、事業承継時には大きな負担となっている。

中小企業は地域の活性化や雇用の維持・確保などの社会的な責任を担っており、これら企業の事業承継は、地域社会に多大な影響を及ぼすことから、一律に評価するのではなく、その特殊性を考慮し、類似業種比準方式を導入するなど評価方法の見直しを図ること。

V. 地域経済の活性化につながる税制の拡充について

1. 土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算の復活

土地建物等の譲渡損失については、平成16年から一定の居住用財産の譲渡損失を除き、他の所得との損益通算や繰越控除が認められなくなった。

これにより資産の有効活用手段としての不動産の処分が難しくなり、ひいては不動産の流通が停滞しているとの意見もある。

土地の流動化や有効活用を促進し、経済の活性化を図るため、土地建物等の譲渡損失と他の所得との通算を認めること。

2. 交際費の全額損金算入

交際費については、租税特別措置法により、平成28年3月31日まで拡充が図られたが、企業が支出する交際費は、事業活動を円滑に行うためのものであり、販売活動等に結びつく重要な支出である。

持続的な内需拡大と地域活性化に向け、企業の規模に関係なく、全額損金算入すること。

3. 事業所税の廃止

事業所税は、わが国経済の高度成長期に大都市への企業の集中抑制策の一環として創設された税であり、人口 30 万人以上の都市にのみ課税され、現在では、都市間において課税の公平性を著しく欠く不公平税制である。また、事業所の新たな進出や工場の立地の阻害要因、企業の雇用促進の障害と成り得る。加えて、目的税であるにもかかわらず、税収に見合う用途が地域に明確に示されておらず、固定資産税との二重負担となっていることから早急に廃止すること。

4. 少額減価償却資産における即時償却制度の拡充や地方税の見直し

減価償却制度における中小企業者等の少額減価償却資産即時償却の特例は、取得価額（現行：30 万円未満）と取得合計額（現行：300 万円まで）の上限を引き上げ、制度の恒久化を図るべきである。また、少額減価償却資産の取り扱いについて、国税と地方税（償却資産税）で異なることから、国税に合わせ見直すべきである。

5. 所得税の基礎控除の拡大と年少扶養控除の復活

少子高齢化による人口減少社会では、消費減少と 15～64 歳の生産年齢人口の減少により経済が収縮していく傾向にある。このような中、女性の社会進出や夫婦共働きにおける子育ての負担を軽減するため、所得税の基礎控除 38 万円（平成 7 年現在）の拡大や年少扶養控除の復活により税制面から支援すること。

6. 創業・ベンチャー支援につながる税制措置の拡充

地域経済においては、起業・創業支援による地域活性化が重要な課題となっている。このような状況のもと、起業・創業につながる新技術・新商品等の開発や農業分野での新産業創出、創業に向けた投資促進などを支援するため、税制措置を拡充すべきである。

VI. 経済社会の変化に対応した税制改正について

1. 印紙税の廃止

印紙税については、事務処理の機械化によるペーパーレス化やカード決済、電子マネー・電子決済等の電子商取引の拡大などにより、同じ経済取引でも文書のみで課税されるなど不公平感が増している。また、課税根拠が曖昧で課税文書の判定も難しく、消費税との二重課税であるとの考えもあることから、廃止も含め早急に検討すること。

2. 固定資産税の評価方法の見直しと評価体制の一元化

現行の固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ過大な負担となっている。実際の価額と乖離した評価による課税標準額の決定は、納税者の不信感を招いてい

ることから、以下の点を考慮し、評価時期や負担水準など抜本的な見直しを行い、併せて評価体制の一元化を図らねたい。

(1) 土地

固定資産税における土地の評価については、平成6年度の評価基準の見直しで地価公示価格の7割程度にするため、負担調整措置などが見直され、評価額から税額にいたるまでの経過が複雑化している。評価方法についても、固定資産税は市町村が、相続税は国税庁がそれぞれ算定するなど複数の評価方法が存在し、適正な評価額が納税者に理解されていない。

(2) 家屋

固定資産税における家屋の評価については、理論上の建築価格を算出する「再建築価格」を基準として、経年減点補正率で調整を行うなどの計算から評価額が正確に個々の建物の現状を反映していないとの意見が多い。

また、建築年次の古い家屋の一部については、過去に建築費の上昇が続く中、評価額が据え置かれていたこともあって、以前から据え置かれている価格を下回るまでにはいたらず、評価額が下がらないといったことも問題である。

3. 減価償却資産の耐用年数の見直し

減価償却制度については、平成19年度改正で償却可能限度額の撤廃や資産区分の簡素化など抜本的な見直しが行われたが、情報化の進展や技術革新に対応し、より実情にあった耐用年数の見直しを行うこと。

4. 納税事務負担の軽減

国税と地方税の税目の整理を行い、社会保険料も含めた徴収事務の一元化などによる納税者に分かり易い簡素な税制を確立し、生産性向上の阻害要因にもなっている企業の事務負担の軽減や行政のコスト削減を図ること。

5. 個人事業税の事業主控除の見直し

個人事業税の事業主控除は、平成11年度の税制改正で290万円に引き上げられたものの、小規模・零細企業にとって所得税、住民税等とともに負担が大きく、生活を圧迫することからさらなる引き上げを図ること。

中小企業政策に関する要望事項

地域中小企業の課題として挙げられる、販路開拓や新事業展開、資金調達や人材の確保・育成などについては、平成25年度補正予算及び26年度当初予算において飛躍的な充実が図られ、懸命に自助努力を続けている中小企業全体の底上げと活力の強化を下支えしている。

小規模企業振興基本法及び、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する改正法が成立し、これまでに国が推進してきた中小企業政策、とりわけ商工会議所の中心的支援対象である小規模事業者に対する支援策が強化された。

今後、小規模事業者に対する支援は、記帳指導等のみならず、厳しい経営環境におかれた小規模事業者が持続的に事業を発展させていくために行う、①経営状況の把握 ②事業計画の策定と実施の支援 ③マーケティングなどの市場調査の支援 ④展示会等の開催による事業機会の拡大等を一体的に行い、経営革新よりも幅広い概念で実施していくことになる。

については、今後の中小企業政策を推進するにあたり、以下のことについて要望すると共に、支援策の制度全般にわたり、利用者目線に立った制度の整理・改善を望む。

I. 中小企業政策の中長期にわたる持続的展開について

地域経済を支える中小企業が安定した経営環境のもとで雇用の確保を図ることができるよう、中小企業政策の中長期的な展開を図られたい。

これまで、経済状況の変化に臨機応変に対応するとして、毎年のように類似する政策が展開されてきたために、利用者側にも混乱が生じている。

中小企業、とりわけ小規模事業者は経営規模が小さく、業績などに一定の成果が出るまでに時間がかかるという点でも、単年度で政策を変更するのではなく、基本的な内容は残しつつも若干のマイナーチェンジを繰り返し、3年～10年といった中長期的に政策が実行されるよう要望する。

加えて、内需拡大に向けた規制緩和の拡大などにより、中小企業の成長に資する実効性のある政策の展開を加速されたい。

II. 小規模企業者の定義のさらなる弾力化について

小規模企業活性化法により、「小規模企業」向け施策を利用できる事業者の範囲が拡大された（「宿泊業」「娯楽業」を営む従業員 6 人以上 20 人以下の事業者）。同様に、人材の能力や質に生産性が大きく左右され、下請け企業の多いソフトウェア業や、労働集約型産業である介護サービス業についても、今後、従業員数の範囲を拡大すべきである。

このことが実現することにより、当該業種の対象事業者が、小規模企業向け施策、とりわけ小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の融資対象となり、社会・経済環境の変化に合わせた金融面での支援が強化される。

III. 中小企業の雇用の確保・維持に向けて

労働環境に関する規制や社会保険の負担は、就業形態や企業規模に関係なく一律に適用されるため、中小・小規模企業においては新たな正規雇用の増加を阻害する要因となりうる。

従って、中小企業・小規模事業者の過度な負担とならないよう、経営実態を踏まえた環境整備を要望する。

また、外形標準課税は賃金総額が課税標準額の算出要素の一部となり、賃金の上昇が納税額に反映される。従って、新たに外形標準課税の課税対象となる企業においては賃金を抑制する可能性が生ずる。このことは賃金上昇を求める政府の方針とは相反する対応であることから、外形標準課税の適用拡大に対して反対する。

IV. 中小企業の成長・発展に向けた支援策の整理等について

平成 26 年度中小企業支援計画において、国、都道府県、商工会議所などの支援機関、中小機構の役割分担が明示され、それぞれが実施する補助事業や支援制度の推進に当たっては「対話と協力」することが明記された。

については、ミラサポや J-Net21 等を統合し、全ての補助金や支援制度を一箇所で見覧できるポータルサイトの整備を要望する。

また、中小企業経営力強化支援法に基づく各認定支援機関の事業内容と、新たに創設された「よろず支援拠点」との業務内容の住み分け及び役割分担について明確にすべきである。

加えて、小規模支援法に基づき、商工会議所が策定する「経営発達支援計画」は、国が認定・公表する設計になっているが、地域の事情に詳しい都道府県による認定に制度変更すべきである。

V. 補助金公募の申請準備期間の確保について

平成25年度補正予算や平成26年度当初予算の「ものづくり補助金」、「創業補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の公募については、二次募集期間を含めれば、各々2ヵ月から3ヵ月の募集期間が設けられていたが、要綱発表から申請開始までの期間が短く、一次募集の応募に対する準備期間が不足であった。

については、計画的に申請準備ができるよう公募スケジュール並びに様式、体裁項目の事前公表を出来るだけ早くすべきである。

VI. 小規模企業の金融支援について

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）は、円滑化法の終了に伴い、これまで以上に重要な役割が期待される。利用促進のため、利用実績評価による金利優遇や、商業・サービス業における従業員規模の要件緩和など一層の強化・拡充を図らりたい。

また、設備資金貸付利率の特例制度についても、小規模事業者にとって適用要件のハードルが高いため、設備投資の促進のためにも要件を緩和し、小規模な設備投資も利率の控除の適用を受けられるようにすべきである。